

平成30年度

専攻科学生便覧

熊本高等専門学校熊本キャンパス

熊本高専の理念と教育到達目標

1. 理念

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成および科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

2. 教育目標

複合学科体制・ICT系技術分野を拡大・強化・発展させ両高専の得意技術の連携によりエンジニア・デザイン能力の育成や人間社会と自然環境との調和を目指した教育の充実を図り、国際的に通用する実践的・創造的な技術者の育成を目標とする。

－ 育成する人材像(専攻科) －

- 1 日本語および英語のコミュニケーション能力を有し国際的に活躍できる技術者
- 2 ICTに関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
- 3 多分野における技術の基礎となる知識と技能、およびその分野の専門技術に関する高度な知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決し、産業技術分野への活用を実践できる技術者
- 4 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
- 5 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付け、社会への貢献意識を持つ技術者
- 6 知的探求心を持ち、問題解決へ向けて主体的、創造的に取り組むことができる技術者



校章（シンボルマーク）

熊本高専の頭文字「K」をあしらったデザインです。

新高専のキャッチフレーズ「革新する技術、創造する未来 ～夢へ翔る熊本高専～」にも通じる躍動感に溢れていることから選定されました。

目 次

第1章 専攻科の概要

1. 専攻科の概要	7
(1) 専攻科の制度と特色	7
(2) 専攻科の沿革	8
2. 専攻科の教育目標、教育方針と教育課程	8
(1) 教育目標	8
(2) 教育方針	8
(3) 教育課程	9
(4) 履修コース	10
3. 本校（熊本キャンパス）の組織	10
(1) 教育研究組織	10
(2) 配置図	11

第2章 教務関係

1. 履修に関すること	15
(1) 科目の単位と授業方法	15
(2) 授業時間割	15
(3) 休講・補講	15
(4) 専攻科修了のための単位修得	15
(5) 履修届	16
(6) 履修変更届	16
(7) 履修取消届	16
(8) 試験と単位の認定	16
(9) G P Aによる成績評価	16
(10) 再履修	17
(11) 学士（工学）の学位取得	17
2. 大学の授業科目の受講に関すること	18
(1) 放送大学について	18
〈放送大学での単位修得について〉	18
(2) 熊本大学工学部の授業科目の受講について	19
3. 大学改革支援・学位授与機構関係	19
(1) 大学改革支援・学位授与機構	19
(2) 学位授与申請	19

4. 就職と進学に関する事	19
(1) 就職	19
(2) 大学院進学	19
5. 学籍に関する事	20
(1) 休学、復学及び退学等	20
(2) 身上異動届等	20

第3章 学生生活について

1. 学生生活	23
(1) 年間行事予定	23
(2) 生活上の注意事項	23
<教室及び共同施設の利用にあたって>	23
<学生への連絡>	23
<飲酒・喫煙について>	23
<セクシュアル・ハラスメント防止について>	23
<セクシュアル・ハラスメントに直面したら>	23
(3) 保健衛生	24
<保健室>	24
<健康診断>	24
<健康相談>	24
<災害共済・傷害保険制度>	24
(4) 学生相談室	25
(5) 学寮	25
(6) アルバイトの紹介	25
(7) 非常時（交通機関ストライキ、台風、積雪等）の授業について	26
(8) 通学時の交通安全	27
(9) 事故・違反の届け出	27
2. 図書館に関する事	27
(1) 図書館利用	27
(2) 開館時間	27
(3) 休館日	27
(4) 本を借りる（貸出）	27
(5) グループ学習室の利用	27
(6) 蔵書検索等、その他のサービス	28
3. 課外活動に関する事	28
(1) 専攻科学生の課外活動	28
(2) 施設利用等の手続き	28

(3) 掲示物及び印刷物の配布	28
4. 経済援助に関すること	28
(1) 経済援助について	28
(2) 日本学生支援機構奨学金	28
(3) その他の奨学制度	29
(4) 入学料及び授業料の免除	29
<入学料の免除>	29
<授業料の免除>	29
5. 防災に関すること	29
(1) 火災予防心得	29
(2) 火災発生時の措置	30
(3) その他	30
6. 学生旅客運賃割引証・通学証明書の交付	30
(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）	30
(2) 通学証明書	30
7. 授業料等	30
8. 専攻科手続き一覧	31
(1) 交付を受けるもの	31
(2) 提出又は届出をするもの	31
(3) 願い出をするもの	31

第4章 諸規則

1. 熊本高等専門学校学則	35
2. 熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻における 授業科目の履修方法等に関する規則	46
3. 熊本高等専門学校学生準則	48
4. 熊本高等専門学校専攻科熊本キャンパス学生心得	53

第5章 履修要覧

1. 教育課程表	57
(1) 電子情報システム工学専攻	57
(2) 履修科目の決定	58
履修科目チェックシート	59

第 1 章 専攻科の概要

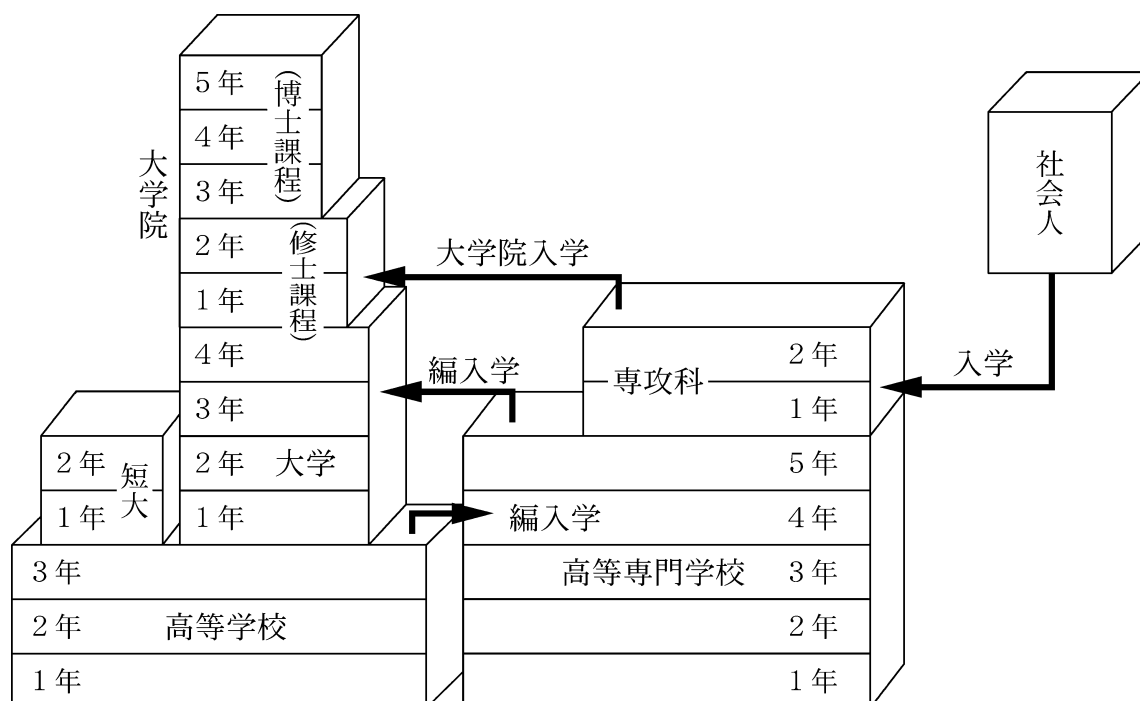
1. 専攻科の概要

(1) 専攻科の制度と特色

高等専門学校では、中学卒業後の若年から実験、実習を重視した技術教育を行っています。また、一般教育科目と専門科目を効率的に編成したカリキュラムによって、大学工学部卒業生に引けをとらない実力をもった技術者を世に送り出し、高い評価を得ています。一方、社会では最近の科学技術の進歩に対応した、高い研究開発能力を持った技術者がますます必要とされています。

そこで、高専教育の発展という観点から、大学工学部卒業生とは異なった素養を持つ創造的な技術開発能力を有する技術者を養成するとともに、すでに産業界で活躍している中堅、若手技術者に対してより高度な専門教育を施すために専攻科が設置されました。

高専の専攻科は、本科卒業後の2年間の専門課程で、本科での教育をベースにして、「精深な程度において工学に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成する」ことを目的としています。また、高専の専攻科は大学改革支援・学位授与機構の認定を受けており、専攻科修了者は一定の要件を満たせば同機構に申請して学士(工学)の学位を取得でき、同時に大学院への入学資格を得ることができます。



図：学校体系における高等専門学校の位置づけ

（２）専攻科の沿革

平成12年 4 月 1 日	専攻科（入学定員：電子情報システム工学専攻 8 人、制御情報システム工学専攻 8 人）設置
平成12年 4 月10日	第 1 回入学式挙行
平成14年 3 月15日	第 1 回修了証書授与式挙行（電子情報システム工学専攻 9 名、制御情報システム工学専攻 8 名）
平成14年 3 月25日	専攻科棟竣工
平成14年11月 8 日	専攻科棟・地域共同テクノセンター棟竣工
平成18年 5 月 8 日	J A B E E 対応教育プログラムが日本技術者教育認定機構から認定された。
平成20年 5 月 8 日	J A B E E 対応教育プログラムの中間審査により日本技術者教育認定機構から継続承認された。
平成21年10月 1 日	熊本電波高専と八代高専が高度化・再編により、熊本高専を設置
平成22年 4 月 1 日	熊本電波高専の電子情報システム工学専攻・制御情報システム工学専攻の 2 専攻を統合。熊本キャンパス専攻科「電子情報システム工学専攻」（入学定員：2 4 人）を設置

2．専攻科の教育目標、教育方針と教育課程

（１）教育目標

専攻科の教育目標は、次のとおりです。

- ア）専門分野における基礎的な知識と技術を有し、社会や産業技術分野への応用を実践できる技術者の育成
- イ）技術者としての広い視野と柔軟な発想力を持って、人間に快適なシステムの開発ができる技術者の育成
- ウ）技術者として必要なコミュニケーション能力を備え、国際的にも活躍できる人材の育成
- エ）様々な問題の解決に主体的に取り組むことができ、社会性と倫理観のある高度開発型技術者の育成

専攻科は、2つの専攻が熊本キャンパスと八代キャンパスに分かれて設置されていますが、基礎となる専門基盤学科の分野拡大に伴い、各専攻の特色を活かしつつ複合化した新領域への技術分野への対応を考慮して編成されています。

（２）教育方針

専攻科は、技術者としての広い視野と科学技術の基礎的な知識及び専門分野の知識と技術を有し、技術者として必要なコミュニケーション能力と倫理観を備え、様々な問題の解決に主体的に取り組むことのできる実践的技術者の育成を目指しています。本校の専攻科では、電子情報システム工学専攻（熊本キャンパス）と生産システム工学専攻（八代キャンパス）の2専攻を設置しています。

〔電子情報システム工学専攻〕（熊本キャンパス）

準学士課程における電子情報系の専門基礎技術を基盤に、急速な技術の高度化・複雑化に対

応して、柔軟な創造工夫と国際的な視野をもって未知なる複合領域の課題にも対応できる実践的高度技術者を育成します。

〔生産システム工学専攻〕（八代キャンパス）

準学士課程における機械、情報、建設、生物系の各専門基礎技術を基盤に、ものづくりの基盤業務をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる実践的高度技術者及び地域産業の発展に貢献できる人材を育成します。

（３）教育課程

教育課程は単位制を基本とし、各科目の講義は原則として各学期に完結するため１年間の教育期間は１５週間を単位とする前期・後期の２学期に分割されています。

〔電子情報システム工学専攻〕

本専攻分野における必須の知識として、５年間の本科教育（準学士課程）を基礎とした「創造性工学」、「感性情報工学」、「技術者倫理」などの総合基盤科目を配置しています。

これらと並行して、海外の研究論文の読解による専門技術の吸収と自らの研究を海外に発信するための専門英語技術を身に付けさせるための「技術英語」や研究開発能力の向上を目指す「システム工学特別研究Ⅰ、Ⅱ」の科目を設定し、これらを必修科目としています。また、専門選択科目として、電子・情報・制御系の基礎となる「ディジタル信号処理」や「材料工学」、「マルチメディア工学」などの専門基盤群を配置し、その応用選択科目群として「電子デバイス工学」や「ネットワーク工学特論」などの電子通信系科目群と、「シミュレーション工学」や「ロボット工学」などの制御情報系科目群を設けています。

さらに、エンジニアリングデザインの素養を身に付けさせる「創成技術デザイン実習」や「インターンシップ実習」の充実、「音響システム工学」や「ネットワーク工学特論」などの選択履修科目の充実、及びグローバルリーダーシップ育成センター連携による創造性を育むデザイン能力育成科目による実習、表現力スキル（プレゼンテーション能力）向上のための「技術英語」、「技術表現特論」などのコミュニケーション科目の充実により、さらに高度な実践的技術力の向上を図っています。

〔生産システム工学専攻〕

本専攻は、総合基盤、コミュニケーション、数学・自然科学、基礎工学を学ぶ科目群による共通の必修科目を中心にして、機械・情報・建設・生物系４コースそれぞれの専門分野に属する応用科目を選択科目として配置することにより、専門性の確立と複眼的視野の獲得を目指しています。また、工業基礎計測や基礎工学演習等の共通実験・実習科目では、専門の枠を超えて、得意とする専門分野の知識や技術を活かしながら周辺分野の知識や技術を習得できるようなPBL（Problem/Project Based Learning）を導入して、複合領域に対応できる実践的技術力の養成を図っています。

さらに旧カリキュラムに加えて、共通選択科目として国際的視野と地域貢献・産業技術に関連した社会技術系科目、長期インターンシップに対応した共同教育科目、デザイン能力育成科目、企画型実践科目によるテーマ探索型の専門系プログラム、外部研究機関等と連携したコーディネート科目、研究インターン科目による融合型研究推進科目群を選択履修することにより、さらに高度な実践的技術力の向上を目指しています。

(4) 履修コース

〔電子情報システム工学専攻〕

電子情報システム工学専攻では、下表に示す2つの履修コースを設定しています。日本技術者認定機構（JABEE）の認定基準に適合する「電子・情報技術応用工学コース」と、JABEEの認定基準にとらわれることなく専攻する専門技術をさらに特化しより深く修めることを目指す「電子情報技術専修コース」です。各コースの履修については第2章および別冊の「電子・情報技術応用工学コース 履修の手引き」を参照してください。

専攻	履修コース
電子情報システム工学専攻 (熊本キャンパス)	電子・情報技術応用工学コース (JABEE 対応コース)
	電子情報技術専修コース (JABEE 非対応コース)

〔生産システム工学専攻〕

本専攻の教育課程は、以下の4コースの専門科目群からなるコース（選択科目）を選択します。これらは、すべて日本技術者認定機構（JABEE）の認定基準に適合する「生産システム工学」教育プログラムとなります。

専攻	履修コース
生産システム工学専攻 (八代キャンパス)	機械システムコース (JABEE 対応コース)
	情報システムコース (JABEE 対応コース)
	建設システムコース (JABEE 対応コース)
	生物システムコース (JABEE 対応コース)

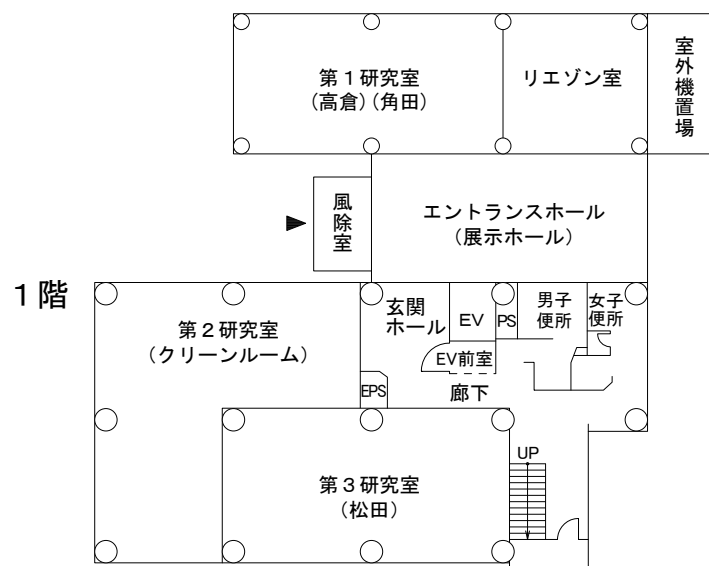
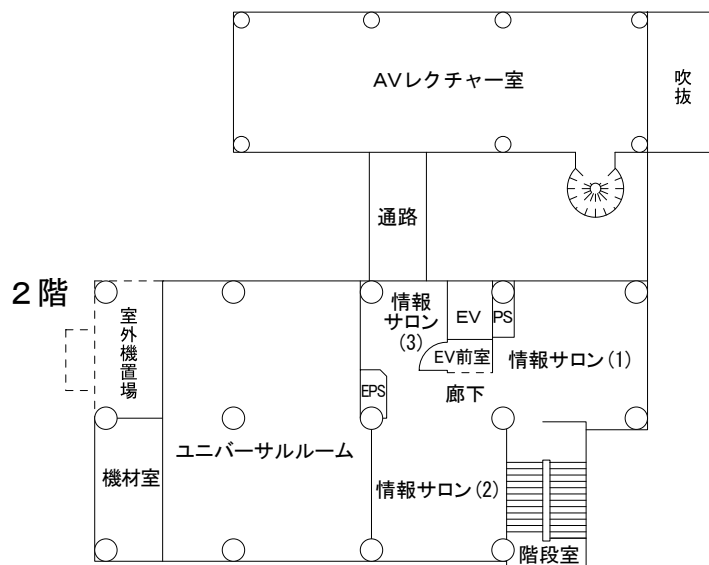
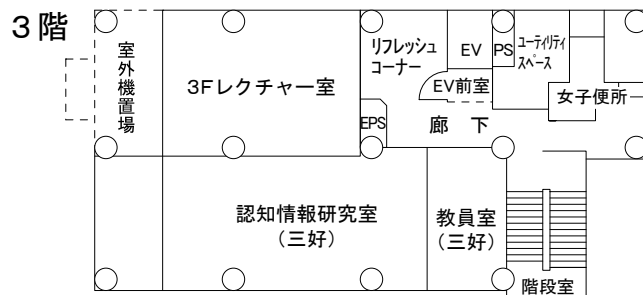
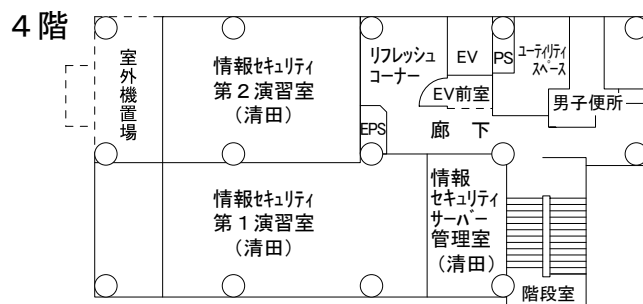
3. 本校（熊本キャンパス）の組織

(1) 教育研究組織

本キャンパスの組織は、学生の教育及び研究に直接携わる教員組織と学校の管理運営の事務を処理する事務組織に大別され、この両組織が円滑に活動して本校の教育が行われます。教務、学生支援及び学寮に関しては、教務主事、学生主事及び寮務主事がそれぞれ総括しています。専攻長は、教務主事、学生主事、寮務主事と密接な連携のもとに、専攻科の学生に対する教務、学生支援、その他の運営に関することを統括しています。専攻主任・副主任は専攻長を補佐し、専攻科に関する様々な実務を担当しています。事務部は、学生課、管理課、総務課からなります。学生に直接関係のある担当及び業務内容は次のとおりです。

学生課教務係（教務に関する業務）、学生支援係（学生の福利厚生に関する業務）、学寮係（寮に関する業務）、図書係（図書の閲覧及び貸出）、技術・教育支援センター（実験実習の指導、実験機器の保全管理）、管理課財務係（入学料、授業料等の収入事務や支出事務）

(2) 配置図



6号棟

第2章 教務關係

1. 履修に関すること

(1) 科目の単位と授業方法

専攻科は、一般の大学と同じように単位制を基本としています。修業年限は2年で、4年を超えて在学することはできません。専攻科を修了するためには、後に述べるように規定された単位数以上を修得しなければなりません。

授業方法は、講義、演習、実験・実習のいずれか、又は併用により行われます。このとき、教室内(時間割)と教室外(自己学習)を合わせて45時間相当の内容をもって1単位とします。

(2) 授業時間割

授業は毎年2期(前期、後期)に分けて行われます。各専攻の授業時間割は、学期毎に別途提示されます。これを参考にして、必修科目及び選択科目の両方についての履修科目を決めてください。なお、専攻科の授業時刻は次のように決められています。

専攻科授業時刻表	
第1時限	8:50～10:20
第2時限	10:30～12:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50

(3) 休講・補講

学校行事、あるいは授業担当教員の出張等により、授業が休講になることがあります。休講により授業時間が所定の時間に満たない場合は補講を行います。授業の休講、補講については、掲示等により学生へ周知します。

(4) 専攻科修了のための単位修得

熊本キャンパスの電子情報システム工学専攻の授業科目は、必修科目として「総合基盤」、「コミュニケーション」、「実験研究」の3つに区分しています。必修科目には、技術者として基本となる教養的な科目や基礎的な科目を設けています。また、選択科目は、「専門基盤」、「電子通信系」、「情報制御系」、「共同教育」、「特別セミナー」の5つに区分しており、電子通信系技術者および情報制御系技術者として先端技術に対応できる応用能力の育成を図るための科目を設けています。

専攻科の修了要件は、所定の授業科目から62単位以上(学則64条に規定)の修得が必要です。必修科目より10科目28単位と選択科目34単位以上を修得しなければなりません(選択科目のインターンシップ実習1～4とプロジェクト実習については、この中から1科目を選択して履修)。また、選択科目のうち、「専門基盤」から14単位以上、「電子通信系」、「情報制御系」、「共同教育」、「特別セミナー」より20単位以上を修得しなければなりません。

また、この他に学生の願い出により、16単位を限度に大学等で修得した単位を当該専攻における修了要件単位として認定することもできます。

専 攻	必修科目	選択科目	合 計
電子情報システム工学専攻	10 科目 28 単位	専門基盤 14 単位以上 その他の科目区分より 20 単位以上	62 単位以上

(5) 履修届

履修する科目の選択については、第5章の履修要覧をもとに決定してください。履修する科目が決まったら、履修届を指定日までに学生課教務係へ提出してください。

(6) 履修変更届

履修届は前期・後期分をまとめて4月に提出しますが、後期分の科目については、10月に変更届期間を設けています。

履修科目の変更がある場合は、変更届を指定日までに学生課教務係へ提出してください。

なお、履修科目の変更は後期分のみ可能です。前期分の履修変更は認められませんので、注意してください。

(7) 履修取消届

履修届で提出した科目を取り消したい場合は、履修取消期間を、前期分6月・後期分12月に設けています。

履修科目の取消がある場合は、取消届を指定日までに学生課教務係へ提出してください。

なお、履修科目の取消手続きをせず、履修を放棄した場合は、成績が点数として記録されます。成績証明書には記載されませんが、60点未満の場合はFとなり、GPAによる成績評価には算定されますので、注意してください。

(8) 試験と単位の認定

定期試験は、原則として各学期末にあります。ただし、授業科目によっては、定期試験を実施せず、レポート、小テストなどの成績により評価を行うこともあります。

評価は、100点満点で行われ、次のように、S、A、B、CおよびFの評価がなされます。Fの評価の場合、単位認定されません。この評価は、各授業科目とも規定授業時間数の2/3以上の出席をしたものに対してのみ行われます。

また、大学等で履修した単位を専攻科履修単位として認定する場合は、成績評価は「認定」となります。

評点	標語	判定	標語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～ 89点	A	合格	優秀
70点～ 79点	B	合格	良好
60点～ 69点	C	合格	合格に値する
0点～ 59点	F	不合格	合格に及ばず

(9) GPAによる成績評価

GPAによる成績評価（GPAスコア）は席次や推薦順位などの指標に用いられ、各科目の成績（点数）を下表で換算するポイントと単位数から次式で計算します。

$$\text{GPAスコア} = \text{各科目の（単位数} \times \text{ポイント）の合計} \div \text{（履修登録単位の総数）}$$

点数	ポイント
90－100点	4
80－89点	3
70－79点	2
60－69点	1
59点以下	0

ただし、学外に提出する書類等で提出先に計算方式がある場合は、それに従います。

(10) 再履修

定期試験等で不可と評価された授業科目については、再履修することができます。履修時と同様、履修届を指定日までに学生課教務係に提出してください。

(11) 学士（工学）の学位取得

専攻科の単位を修得し、かつ、それが大学改革支援・学位授与機構（本章3項参照）で認められれば、学士（工学）の学位を取得することができます。本専攻科では、この単位の一部を大学（本章第2項参照）等で修得することもできます。

2. 大学の授業科目の受講に関すること

(1) 放送大学について

放送大学の学習方法は科目毎の15回の放送を直接視聴するか、または科目のビデオ・ラジオテープを視聴するかの2通りです。受講するには、選科履修生または科目履修生としての履修出願と科目登録申請が必要です。選科及び科目履修生とは自分の学びたい科目を2学期間（1年間）または1学期間（半年間）それぞれ学習する学生のことです。放送大学との事務手続き（履修出願、科目登録申請、科目履修願、入学通知書・学費振込依頼書受取、学費納入）並びに通信指導レポート結果と単位認定結果の教務担当への提出は各人で行ってください。印刷教材（テキスト）や学生証等は放送大学から直接学生個人に郵送されます。

放送大学学期と申請時期等

学期	申請期間	入学時期	学習期間
1 学期	12月初旬～2月中旬	4 月	4 月初旬～8月中旬
2 学期	7 月初旬～8月中旬	10月	10月初旬～2月中旬

学 費

学生の種類	入学料	授業料
選科履修生	9,000 円	1 科目 (2 単位) 11,000 円
科目履修生	7,000 円	

<放送大学での単位修得について>

- ① 学習は印刷教材（テキスト）を参考に熊本地域学習センター（熊本大学）を利用して学習してください。

なお、放送大学開設授業科目のすべてが本校の単位として認められるものではありません。受講希望の科目について単位が認められるかどうかは、学生課教務係へ尋ねてください。

- ② 8回まで放映が進んだ時点で通信指導レポートの提出が課せられています。レポートを提出し、合格しないと学期末の単位認定試験は受けられません。1学期と2学期のレポート提出の締切は各々6月と12月上旬です。

- ③ 15回の視聴後、放送大学で決められた日程の単位認定試験を熊本地域学習センターで受験してください。

- ④ 通信指導レポートに合格し、単位認定試験が不合格になった場合、再試験が受けられます。この再試験が不合格になると改めて科目履修出願を行わなければなりません。

(2) 熊本大学工学部の授業科目の受講について

本校は、熊本大学工学部と単位互換協定を締結しています。授業科目の履修の出願時期は、前期及び通年開講科目は3月、後期開講科目は9月です。出願に基づき履修の許可の可否が決定されます。この制度により履修が許可された場合、専攻科在学中は授業料等は不要です。熊本大学工学部の授業科目の受講を希望する学生は、学生課教務係へ尋ねてください。

3. 大学改革支援・学位授与機構関係

(1) 大学改革支援・学位授与機構

大学改革支援・学位授与機構は、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関）の評価に関する業務及び学位授与に関する業務を目的に設置されたものです。

(2) 学位授与申請

学士の学位は、大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）の認定を受けた高等専門学校の専攻科で2年以上にわたって学位申請に必要な単位を取得し、学位授与機構の定める方法で審査に合格した者が取得できます。

本専攻科は、学位授与機構が定める「特例の適用による学位授与の申請」の認定も受けているため、必要な単位を取得し専攻科を修了することで学士の学位を取得することができます。ただし、各専攻で取得できる学士の専攻分野は、「工学」で、専攻の区分は「電気電子工学」または「情報工学」です。

なお、申請手続きについて、8月頃に説明会を開催します。

4. 就職と進学に関すること

専攻科修了後の就職・進学に関する進路指導や相談には専攻長及び専攻主任、指導教員があたり、1年後期末から具体的な指導を進めていきます。その事務的な手続きは学生課が担当します。ただし、専攻科修了を見込めない学生には、これらの進路指導を行いません。

(1) 就職

職業安定法に基づいて、専攻科の修了見込者に対して就職の紹介・斡旋をしています。会社からの求人についてはその都度紹介されます。手続き等は、専攻長及び専攻主任に相談してください。なお、就職試験受験の後には、「専攻科就職試験報告書」を専攻主任に提出してください。

(2) 大学院進学

学士（工学）の学位を取得すれば大学院入学資格を有するので、さらに大学院に進学することもできます。大学院の募集はその都度案内します。各自受験手続を行ってください。なお、受験後には、「大学院受験報告書」を専攻主任に提出してください。

5. 学籍に関すること

(1) 休学、復学及び退学等

疾病その他やむを得ない事由により継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができます。休学の期間は通算して2年を超えることはできません。休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができます。休学、復学に際しては所定の様式による休学願、復学願を提出し、許可を受けなければなりません。なお、休学の期間は、修業年限及び在学期間には算入されません。

疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができます。退学する場合には、所定の様式による退学願を提出し、許可を受けなければなりません。

そのほか、学籍に関する学則として、懲戒としての退学処分、授業料納付をしない者等に対する除籍の規定があります。

(2) 身上異動届等

改姓や戸籍の変更、連帯保証人の変更、住所の変更など、入学時に届け出た身上に関する事項に変更があったときは、そのことに該当する届けを提出しなければなりません。

第 3 章 学生生活について

1. 学生生活

学生生活は、専門学術の考究を主軸にした自己研鑽の場です。専攻科学生としての行動規範を自主的に確立し、誇りを持った行動をとってください。

(1) 年間行事予定

年間行事予定は学校のホームページ及び WebClass に掲載します。これ以外に開催される行事については、その都度掲示等で案内します。

(2) 生活上の注意事項

＜教室及び共同施設の利用にあたって＞

教室は学校生活の中心となる場所なので、日頃から美化に努め、学習しやすい環境づくりに協力してください。授業が終われば、照明を消し、戸締りを確認してから退出してください。その他の共同施設については、それぞれについて使用心得が定められているので熟知した上で利用してください。

＜学生への連絡＞

学生へのさまざまな連絡は、主に専攻科掲示板を通じて行います。いったん掲示した事項はすべて伝達されたものとして取扱います。また、個人の呼び出し等で電子メールにより連絡することもあります。見落としのないよう掲示板と電子メールを確認するよう心掛けてください。

＜飲酒・喫煙について＞

学校施設内での飲酒を禁止します。また、定められた場所での喫煙のみを認めます。低年齢の学生へ悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮し、歩行喫煙などのマナー違反を厳に慎んでください。

＜セクシュアル・ハラスメント防止について＞

セクシュアル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な言動を行い、相手に勉学、課外活動、職務などに不利益を与えたりすることをいいます。

セクシュアル・ハラスメントを行わないために認識すべきことは

- ① お互いの人格を尊重しあうこと。
- ② お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ③ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識を無くすこと。
- ④ 異性を劣った性として見る意識を無くすこと。

＜セクシュアル・ハラスメントに直面したら＞

- ① セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されません。勇気を持って嫌なことは相手にはっきりと自分の意思を伝えることが大事ですので、相談員に相談してください。

本キャンパスでは、セクシュアル・ハラスメントについての相談に応じるため、学生相

談室長など数名の相談員を配置していますので、自分自身がセクシュアル・ハラスメントを受けた場合、又は第三者としてセクシュアル・ハラスメントの事実を知りえた場合には、最も相談しやすい人に相談してください。

相談員は、本校のホームページ（学生・OB支援 保健室・学生相談室）に掲載しています。

相談員は、相談者の悩みを親身に聞いて、今後とるべき方法について、又は相談者が自分で意思決定をするために必要な相談にも応じます。

相談は、面談だけでなく、手紙、電話、電子メールなどでも受け付けます。相談員は、相談者の名誉やプライバシーを厳格に守りますので、安心して相談してください。

（３）保健衛生

＜保健室＞

学生の保健管理のため、保健室を設け、看護師が常勤し、学校内で発生した疾病、傷害に対する応急処置を行い健康に関する相談に応じています。また、心身の不調や悩みごとに対しては、保健室でインターカー（看護師）が話を聴き、学生相談室と連携して対応していきます。

＜健康診断＞

学校保健安全法に基づき、毎学年定期健康診断を実施しています。この健康診断は学生の健康状態を把握し、学生の健康管理の重要な資料とするとともに、疾病を早期に発見して予防、治療を指示し、学生生活における健康維持を図ることにあります。

＜健康相談＞

有意義な学校生活を送るためには、心身共に健康でなければなりません。そのためには常に健康意識を持ち、高専生としての自覚のもとに自己の健康管理につとめなければなりません。健康上の問題で困ったことがあったらいつでも保健室の看護師が相談に応じ、必要であれば校医に取次ぎ健康相談を受けられるよう取り計らいます。なお、本校の校医は合志市須屋成松医院院長 成松秀人先生です。

＜災害共済・傷害保険制度＞

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので、学校の管理下における負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。給付金の対象となる災害の範囲については別表を参照してください。

学校の管理下において負傷、疾病等が発生した場合は、直ちに学生課学生支援係に届け出るとともに、給付金申請に必要な書類を保健室に提出してください。申請が遅れると請求できなくなる場合があります。

別表 給付の対象となる災害の範囲等

災害の種類		災害の範囲	給付金額	
負傷		学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費（給付金の計算方法） ● 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ● 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算	
疾病		学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ● 学校給食等による中毒 ● ガス等による中毒 ● 熱中症 ● 溺水 ● 異物の嚥下 ● 漆等による皮膚炎 ● 外部衝撃等による疾病 ● 負傷による疾病		
障害		学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金（障害等級表） 3,770万円～82万円 〔通学中の災害の場合1,885万円～41万円〕	
死亡		学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の場合 1,400万円〕	
		突然死	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 〔通学中の場合も同額〕
			学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の場合 1,400万円〕

＊ 学校の管理下の範囲

学校の教育活動中（授業中、修学旅行、部活動、休憩時間中、通学中を含みます。）

（４）学生相談室

学習、学校生活、課外活動、寮生活、家庭生活、交友関係、就職・進学等の問題解決の手助けのために、学生相談室が、保健室横に設けられています。カウンセラーの先生と、本校の常勤教員が相談員となっています。秘密は守られますので安心して利用してください。

◇開 室 日：毎日

◇カウンセラー：徳田菜穂子（臨床心理士）、田中奈緒（臨床心理士）、
橋本恵子（臨床心理士）、向井秀文（臨床心理士）

※来校日は、保健室で確認してください。

※その他の曜日は本校教員が担当します。

◇利用方法：保健室が窓口になっていますので、受けたい時はいつでも申し出てください。

また、キャンパス内の様々なハラスメントに対する相談員もいますので気軽に相談してください。

(5) 学寮

本校は学寮「明和寮」を有しています。専攻科生も入寮可能ですが、本科生を優先して入寮させていますので、居室の空き状況により入寮できない場合もあります。男子の場合は、専攻科生用居室として4室は準備しています。希望する場合は寮事務室へ申し出てください。なお、入寮時には本科生に準じた指導を行います。

(6) アルバイトの紹介

学生のアルバイトとして適当と思われるものについては、掲示により通知しますが、学生にとってアルバイトは修学のための補助的手段ですので、学業に支障をきたさないよう十分考慮して就業してください。

(7) 非常時（交通機関ストライキ、台風、積雪等）の授業について

交通機関のストライキ、積雪があっても原則として授業を行います。場合により始業時間を遅らせたり、一部休講の措置をとることもありますので、本校ホームページ等で確認してください。なお、台風襲来等の場合、休講措置に関する申し合わせがありますので、これに従ってください。

(8) 通学時の交通安全

学内での整理の都合上、自転車、バイク、自動車を用いて通学する学生は、学生課学生支援係に届け出てください。なお、自動車通学許可については、駐車スペースを超過する希望数があった場合すべての申請が許可されないことがあります。このような場合、身体に障害をもっている者や遠距離通学者などを優先して許可することがあります。

また、バイク通学の学生は、バイク実技講習会に参加することを奨励します。交通ルール・マナーを遵守し、交通安全に十分注意を払ってください。

(9) 事故・違反の届け出

重大な交通違反をした場合、不幸にも事故にあった場合には、すみやかに学生課学生支援係に届け出てください。

2. 図書館に関すること

(1) 図書館利用

館内では、図書、雑誌、新聞等を閲覧することができます。本校の図書の貸出は電算機処理していますので、学生証を持参の上、図書館受付カウンターに申し出てください。館内への飲食の持ち込みは禁止です（お持ちの場合は、受付にお預けください）。

(2) 開館時間

(4月～9月) 月～金曜日8:30-20:00, 土曜日12:00-17:00

(10月～3月) 月～金曜日8:30-19:00, 土曜日12:00-17:00

(3) 休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他校長が特に指定する日

(4) 本を借りる（貸出）

- ・ 一般貸出：通常の貸出しです。5冊まで2週間、借りることができます。
- ・ 卒業研究及び特別研究貸出：卒業研究及び特別研究のために必要な専門書の貸出しです。10冊まで2か月間、借りることができます。
- ・ 長期貸出：春・夏・冬の長期休業期間の貸出しです。一般貸出しを含め10冊まで借りることができます。期間については図書係にお尋ねください。

借り受けた図書は、転貸できません。転貸によって生じた事故の責めは、図書館から借り受けた者が負うことになっています。

また、図書を紛失、汚損又は棄損したときは、速やかに届け出て、同一又は相当の図書で弁償しなければなりません。責任をもって管理し、必要がなくなれば早めに返却してください。

(5) グループ学習室の利用

開館時間中は2人以上であればグループ学習室が利用できます。利用については図書係員に申し出てください。

(6) 蔵書検索等、その他のサービス

館内の蔵書について調べたい場合には館内の検索専用パソコンやご自宅のパソコン、スマートフォンなどから本校 HP（図書館のサイト）へアクセスし、蔵書の検索ができます。その他、文献検索データベースも本校のパソコンからのアクセスであれば自由に使うことができます。

本校 HP（図書館のサイト）からアクセスしてください。使い方については指導教員又は図書係へご相談ください。

3. 課外活動に関すること

(1) 専攻科学生の課外活動

専攻科生の本科学生活動（各種委員会活動、部・同好会活動）への参加は認められていません。専攻科生が独自に組織をつくり、校内で活動を行う場合は、学校に許可を得てください。

(2) 施設利用等の手続き

校内の施設を利用する場合、施設・設備等使用願を1週間前までに学生課学生支援係に提出し、許可を受けてください。

校内・外において本校名を使用して集会等を開催する場合は、目的、期日、施設・設備の名称、参加人数を記載した集会行事願を、1週間前までに学生課学生支援係に提出し、許可を受けてください。

(3) 掲示物及び印刷物の配布

校内において掲示をしようとする場合、その掲示物の写しを添えて、掲示物を学生課学生支援係に提出し、許可を受けてください。なお、掲示は定められた場所以外にはできません。

4. 経済援助に関すること

(1) 経済援助について

経済的理由のために修学困難な学生に対しては、奨学金を貸与したり、授業料など各種納付金の徴収を免除又は一部猶予するなどの制度があります。これは単なる救済制度ではなく、教育の機会均等を図るとともに、社会の健全な発展につくす人材育成のために設けられています。そのため、成績不振、留年、学内処分を受けた場合などは、例え経済状況が悪くても、これらの制度の適用が一定期間或いは将来的に受けられなくなることがあります。経済援助としては、日本学生支援機構奨学金のほか各種の奨学制度と入学料及び授業料の免除制度があります。これらについては掲示による募集案内をします。

(2) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、優秀な資質を持ちながら、経済的理由のため修学困難な学生・生徒に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、国家社会の発展に寄与する人材を育成することを目的として設立されたものです。

<奨学生の募集>

奨学生の募集は、専攻科掲示板への掲示により行います。希望者は、出願書類を期限までに学生課学生支援係に提出してください。

貸与月額

第一種奨学金	
自宅	自宅外
30,000円又は45,000円	30,000円又は51,000円

(3) その他の奨学制度

地方公共団体、財団法人等で奨学制度を設けている団体があります。それらの団体から本校に対して奨学生の募集があれば掲示によって通知します。

* 注意事項

- ・貸与型の奨学金は在学中一時的に借りているものであり、卒業後は返還しなければなりません。
- ・本校を通さずに直接、他の団体等から奨学金を貸与されている場合は、学生課学生支援係に申し出てください。

(4) 入学料及び授業料の免除

<入学料の免除>

入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は入学若しくは学士負担者が風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づいて、免除又は徴収を猶予することがあります。

なお、入学料免除の申請は、入学手続き前に行ってください。

＜授業料の免除＞

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額若しくは半額を免除することがあります。

なお、授業料免除の申請については、掲示で通知します。

5. 防災に関すること

(1) 火災予防心得

火気等の使用にあたっては、次のことに留意してください。

- ① 所定の場所以外では火気を使用しないこと。やむを得ず使用する必要があるときは、事前に学生支援係の指示を経て許可の手続きを取ること。
- ② 火気使用中にやむを得ずその場所を離れるときは、必ず監視人を置くこと。
- ③ 使用後は必ず遮断、閉栓、残火の始末等を確実にを行うこと。特に停電、ガス中断中等の場合は電源の遮断、ガス栓の閉鎖を忘れないよう注意すること。
- ④ 発火性又は引火性薬品等の室内持込みは、関係教職員の許可を得て必要最小限にとどめ、その使用保管にあたっては、細心の注意をすること。
- ⑤ 電気、ガス等を熱源とする器具は、不燃性の台又は容器の上に置き、可燃物から安全な距離に置いて使用すること。

(2) 火災発生時の措置

万一、火災が発生した場合は、次のように行動してください。

- ① 火災を発見したときは、ただちに教職員に連絡するとともに初期消火に努めること。
また、危険があるときは、すみやかに避難すること。
- ② 付近に教職員がいないときは、火災報知器を利用して火災を全員に急報する等の措置をとること。
- ③ その他の学生は、校内放送による指示に従い、すみやかに避難すること。

(3) その他

地震、台風等の災害の場合は、学校の指示に従い行動してください。

6. 学生旅客運賃割引証・通学証明書の交付

(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）

見学、実習、帰省の際、鉄道（JR）及び船舶を利用して片道100kmを超えて旅行しようとするときは、学生旅客運賃割引証により、運賃の割引を受けることができます。旅券の使用に際しては学生証携帯が必要です。この場合の運賃は、大人普通旅客運賃の2割引、1枚についての有効期限は発行日より3ヶ月以内と定められています。

(2) 通学証明書

通学定期券は、住所の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの区間について発売されます。
その際、通学証明書が必要ですので学生課学生支援係で証明書の交付を受けてください。

7. 授業料等

種 別	金 額	納 期	備 考
授業料	年額 234,600円	前期 4月 後期 10月	各期 117,300円
寄宿料	月額 800円 (一人部屋)	毎月指定 期日まで	入寮者のみ
日本スポーツ振興センター共済掛金	年額 1,520円	4月	
奨学後援会費	年額 20,000円	前期 4月 後期 10月	前期・後期に分納
奨学後援会入会金	3,000円	入学時	本校卒業生は除く
熊本県PTA共済掛金	年額 800円	4月	

*在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

8. 専攻科手続き一覧

*交付申請書、提出、届出用紙は各担当窓口で交付します。

(1) 交付を受けるもの

種 類	申 請 先	時 期	備 考
学生証	教 務 係	入学年度初め	
在学証明書	〃	その都度	5日前までに申し込むこと
学業成績証明書	〃	〃	〃
修了（見込）証明書	〃	〃	〃
調査書	〃	〃	〃
その他身分並びに成績に関する証明書	〃	〃	〃
健康診断証明書	〃	〃	〃
通学証明書	学生支援係	〃	事前に申し込むこと
学生旅客運賃割引証	〃	〃	〃

(2) 提出又は届出をするもの

種 類	申 請 先	時 期	備 考
誓約書	教 務 係	入学時	
保証人住所変更届	〃	その都度	
保証人変更届	〃	〃	
氏名変更届	〃	〃	
履修届	〃	毎学年初め	
生活実態調査票	学生支援係	〃	
住所変更届	〃	その都度	
奨学生関係諸届	〃	〃	
熊本県 P T A 共済事故	〃	〃	事故発生後速やかに届け出ること
日本スポーツ振興センター共済適用 の災害発生報告書	保 健 室	〃	災害発生後速やかに届け出ること

(3) 願い出をするもの

種 類	申 請 先	時 期	備 考
学生証再交付願	教 務 係	その都度	
休学願	〃	〃	専攻主任を通じて原則 1 ヶ月前までに願い出ること
復学願	〃	〃	〃
退学願	〃	〃	〃
忌引願	〃	〃	
履修変更届、履修取消願	〃	〃	指定した日までに願い出ること
学生団体結成（継続）願	学生支援係	〃	事前に願い出ること
校外団体加入（継続）願	〃	〃	〃
集会・行事願	〃	〃	〃
印刷物発行・配布及び販売願	〃	〃	〃
施設・設備等使用願	〃	〃	〃
旅行願	〃	〃	〃
自転車通学願	〃	〃	〃
バイク通学願	〃	〃	〃
自動車通学願	〃	〃	〃

第4章 諸規則

1. 熊本高等専門学校学則

平成21年	10月	1日	制定
平成23年	2月	24日	一部改正
平成23年	6月	23日	一部改正
平成24年	2月	21日	一部改正
平成24年	9月	18日	一部改正
平成25年	2月	15日	一部改正
平成26年	2月	18日	一部改正
平成26年	3月	19日	一部改正
平成26年	7月	24日	一部改正
平成27年	2月	19日	一部改正
平成27年	3月	5日	一部改正
平成28年	1月	26日	一部改正
平成28年	6月	20日	一部改正
平成28年	9月	20日	一部改正
平成29年	1月	24日	一部改正
平成29年	7月	18日	一部改正

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。

熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを責務とする。

第1章の2 自己点検評価及び情報の提供

(自己点検評価等)

第1条の2 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- (6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス、学科、学級、入学定員及び職員組織

(キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼 称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科、学級数、入学定員及び教育上の目的)

第8条 学科、1学年の学級数、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	教育上の目的
情報通信エレクトロニクス工学科	1	40人	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的とする。
制御情報システム工学科	1	40人	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。
人間情報システム工学科	1	40人	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。

機械知能システム工学科	1	40人	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会デザイン工学科	1	40人	建築社会デザイン工学科は、建築学と土木工学の専門基礎技術に情報通信技術を加えて、地域の文化や歴史、自然環境や防災などに配慮しながら、建物、社会資本の整備や都市計画などの「地域づくり・まちづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学システム工学科	1	40人	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。
計	6	240人	

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによる。

(副校長・主事)

第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び総務主事を置く。

2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌理する。

6 総務主事は、校長の命を受け、地域との連携、研究の推進及び広報等に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第14条 学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、50分を標準とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育

効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設における学修等)

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(教育プログラム)

第17条 第1条第2項の本校の理念を達成するため、本科の第4学年及び第5学年の2年間並びに専攻科の2年間の計4年間からなる「電子・情報技術応用工学コース」及び「生産システム工学」、並びに専攻科の2年間からなる「電子・情報技術専修コース」の3つの教育プログラムを置く。

2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(評価及び課程修了、卒業)

第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第19条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 義務教育学校を卒業した者

(3) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（入学者の選抜）

第21条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項に規定する入学者の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、入学者の選抜を行う。

3 校長は、前2項により選抜した者で、第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

4 入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第22条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続）

第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

（転科）

第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可することがある。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

（休学期間）

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は修業年限に算入しない。

（復学）

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

（出席停止）

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

（退学、再入学）

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当

学年に入学を許可することがある。

(在学年限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者については、以後の在学を認めない。

(1) 2年間引き続き進級できない者。ただし、休学による者を除く。

(2) 休学期間を除き、在学年数が8年を超える者

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。

(称号)

第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

(授業料)

第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第40条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年

額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生（保護者を含む。）の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予)

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

第43条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第44条 外国人で、本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第45条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第46条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

第47条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第48条 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第49条 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本校において、特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (5) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻、入学定員及び教育上の目的)

第59条 専攻、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	24人	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術及び応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	24人	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基盤をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者及び地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。
計	48人	

(教育課程)

第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第63条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(評価及び修了)

第64条 単位の認定は、定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科の修了を認定する。

4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第16条第1項、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第4項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第33条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(その他)

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学寮

(学寮)

第67条 本校に学寮を設置する。

2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。

3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第68条 本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。

2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）附則第10条の規定に基づき、平成21年9月30日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。

3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。

4 第8条第1項及び第59条の規定にかかわらず、第2項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

(1) 情報通信工学科

(2) 電子工学科

(3) 電子制御工学科

(4) 情報工学科

(5) 機械電気工学科

(6) 情報電子工学科

(7) 土木建築工学科

(8) 生物工学科

(9) 専攻科電子情報システム工学専攻

(10) 専攻科制御情報システム工学専攻

(11) 専攻科生産情報工学専攻

(12) 専攻科環境建設工学専攻

(13) 専攻科生物工学専攻

- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者（専攻科を除く。）に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特別選択科目「国際・異文化理解」については、改正後の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

別表第2

別表第3

2. 熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻における 授業科目の履修方法等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則第60条の規定に基づき、熊本高等専門学校専攻科電子情報システム工学専攻（以下「本専攻」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の要件等について定めることを目的とする。

(授業及び単位)

第2条 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかにより又これらの併用により行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修の方法)

第3条 本専攻に開設されている授業科目の履修に当たっては、年度当初の所定の期日までに、受講科目の履修届を提出しなければならない。

(試験)

第4条 定期試験は、各学期末に実施する。

2 平素の成績によって評価し得る授業科目については、試験の全部又は一部を実施しないことがある。

3 追試験は、次の各号に該当する理由により定期試験を受験できなかった者のうち、別紙様式の「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得たものに対し実施することができる。

(1) 病気（医師の診断書がある場合に限る。）

(2) 忌引

(3) その他校長がやむ得ない事情と認めた場合

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目毎に前条に規定する試験の成績及び平素の成績を総合して100点法で評価するものとする。

2 成績の評価は、次の表のとおりとする。

評点	標語	判定	標語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～89点	A	合格	優秀
70点～79点	B	合格	良好
60点～69点	C	合格	合格に値する
0点～59点	F	不合格	合格に及ばず

3 前項の評価は、各授業科目とも出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をした者に対して行う。

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、S、A、B又はCに評価された授業科目については、当該単位数を修得と認めるものとする。

(修了の要件等)

第7条 専攻科の修了の認定は、熊本高等専門学校専攻科委員会規則第7条に規定する専攻部会で審議の上、運営会議の議を経て校長が行う。

2 修了の認定にあたっては、授業科目の履修状況及び次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

(1) 別表に定める修得単位数の要件を満たしていること。

(2) 62単位以上修得していること。

(3) 所属する電子・情報技術応用工学コース又は電子情報技術専修コースに定める修了要件を満たしていること。

(大学で修得した単位の取扱い)

第8条 大学(放送大学を含む。)において修得した単位は、別に定めるところにより、16単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(再履修)

第9条 定期試験等でFと評価された授業科目は、再履修することができる。

2 再履修する場合は、第3条に規定する手続きを行うものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 熊本高等専門学校学生準則

平成22年2月24日制定

平成27年2月17日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙第1号様式）を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は独立の生計を営む成年者で、次の各号に該当しない者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被補佐人

(保証人の住所変更)

第4条 保証人の住所に変更を生じたときは、すみやかに保証人住所変更届（別紙第2号様式）を校長に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第5条 保証人の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保証人を定めて、保証人変更届（別紙第3号様式）を校長に届け出なければならない。保証人が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は第1学年及び第4学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、求められたときはいつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は卒業・退学するときには、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失又は汚損したときは、すみやかに学生証再発行願（別紙第4号様式）に紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学・復学・退学及び欠席等

(休学)

第10条 学生が疾病その他の事由により、引き続き3か月（専攻科生は45日）以上修学することができないときは、休学願（別紙第5号様式）を学級担任（「専攻科生にあつては専攻長とする。」以下同じ。）を経て校長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により休学を希望する場合は、休学願に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病のため休養を要する場合は、医師の診断書又は罹患証明書
- (2) 海外の教育施設において修学する場合は、受入れ先機関等の証明書
- (3) 経済的な理由において休学する場合は、事情を証明する書類
- (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は、活動団体等の発行する証明
- (5) その他、修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には、理由書、学級担任教員の意見書及び保護者等の意見書等

(復学)

第11条 休学した者が休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願（別紙第6号様式）を校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学していた者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学等)

第12条 学生が退学しようとするときは、退学願（別紙第7号様式）を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学生（専攻科生を除く。）が他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、受験許可願（別紙第8号様式）を学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(住居変更・改氏名等)

第13条 学生が住居を変更したときは、すみやかに住居変更届（別紙第9号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

2 学生は氏名の異動があつたときは、戸籍抄本を添えて学生身上異動届（別紙第10号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

(欠席等)

第14条 学生（専攻科生を除く。）は、疾病その他の事由により欠席・欠課・遅刻又は早退しようとするときは、事前に学級担任へ届け出なければならない。

2 学生会活動等、別に定める基準に従って公的理由のために、欠席又は欠課しようとするときは、公欠願（別紙第12号様式）を事前（やむを得ないときは事後）に関係教員を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(忌引)

第15条 父母近親の喪に服するときは、忌引願（別紙第13号様式）を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、次のとおりとする。

- (1) 血族の1親等（父母等） 7日
- (2) 血族の2親等（祖父母・兄弟・姉妹等） 3日
- (3) 血族の3親等（伯叔父母・曾祖父母等） 1日
- (4) 配偶者 7日
- (5) 姻族の1親等（妻あるいは夫の父母等） 3日

(6) 姻族の2親等（妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等） 1日

第5章 服 装

（服装）

第16条 学生は登下校時には制服を着用しなければならない。ただし、4・5年生及び専攻科生については、制服以外の服装の着用を認めるものとする。

2 制服の様式については、学生心得に示す通りとする。

3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

（健康診断）

第17条 学生は常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

（治療の命令）

第18条 校長は必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

（災害防止）

第19条 学生は常に安全に留意し、火災及び交通事故等の災害防止に努めなければならない。

第7章 学生会等

（学生会）

第20条 各キャンパスに学生会を置き、本科学生をその会員とする。

（学生会の目的）

第21条 学生会は学校の指導のもとに学生の健全で自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目標達成に資することを目的とする。

（学生会の目標）

第22条 学生会は前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風を作る態度を養う。

(2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長を図る。

(3) 心身の健康を助長し余暇を活用する態度を養う。

(4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

(5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに社会人としての資質を向上させる。

（遵守事項）

第23条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及学則、学生準則その他本校の定める諸規則に違反してはならない。

(1) 学生会は学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。

(2) 学生会は本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような行動を行わないこと。

(3) 学生は学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。

(4) 学生会は会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想・良心・身体等に関する基本的な自由を侵さないこと。

(5) 学生会は校外活動を行うにあたっては、校長の承認と学生会顧問の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。

(6) 学生会はその目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができる。

(規約)

第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 目標
- (4) 構成
- (5) 組織
- (6) 役員等の選出
- (7) 会議
- (8) 会費
- (9) 会計
- (10) 事業計画
- (11) 予算及び決算
- (12) 会計監査
- (13) 規約の改正手続
- (14) 規約の施行期日

(学生会の指導)

第25条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

(学生団体結成)

第26条 学生が学生会の部（同好会）とは別に、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願（別紙第14号様式）に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受け、学生会でその加盟の承認を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第27条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることがある。

(校外団体加入)

第28条 学生が、校外団体の行う活動に加入しようとするときは、校外団体加入願（別紙第15号様式）に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した文書を添え署名の上、学生主事を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。

なお、1年以上にわたるときは、1年毎に改めて同様式により継続願を提出しなければならない。

(校外団体加入取り消し)

第29条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその承認を取り消すことがある。

(集会・行事)

第30条 学生が校内又は校外において本校名又は本学生会名を使用して集会、催し物その他行事を主催し、又は参加しようとするときは、集会・行事許可願（別紙第16号様式）を、1週間以前に代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

(集会行事の中止)

第31条 前条の場合、本学生の本分に劣るような行為が認められるときは、校長はその中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の発行・配布及び販売

(印刷物の発行・配布及び販売)

第32条 学生が校内外において、雑誌・新聞・パンフレットその他の印刷物を発行又は配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え、事前に印刷物発行・配布及び販売願（別紙第17号様式）を学生主事に願い出て、校長の承認を受けなければならない。

第9章 掲示・放送

(掲示・放送)

第33条 学生が校内外においてビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願（別紙第18号様式）に当該掲示物を添え、学生主事の承認を受けなければならない。なお、校内においては指定した場所に掲示しなければならない。

2 放送の場合も前項に準ずる。

3 この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第10章 施設・設備等の使用

(施設・設備等の使用)

第34条 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を使用するときは、施設・設備等使用願（別紙第19号様式）を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。

2 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成27年4月1日から施行する。

4. 熊本高等専門学校専攻科熊本キャンパス学生心得

専攻科学生（以下「学生」という。）は、民主的社会の形成者として、諸規則を守り、礼儀をわきまえ、相互の人格を尊重し、次のことについて留意し実行すること。

1 欠課、遅刻、早退について

- (1) 「欠課」とは、各授業時間に全く出席しない場合をいう。
- (2) 「遅刻」とは、各授業時間の開始時刻に遅れて出席する場合をいう。
- (3) 「早退」とは、各授業時間の終了時刻より前に退出する場合をいう。
- (4) 遅刻及び早退の取扱いは次のとおりとする。

遅刻と早退の回数の和3回を欠課1回（2時間）として処理する。

ただし、遅刻と早退の回数の和を3で除して余り2回の場合には、欠課（1時間）とし、残り1回の場合には、対処しない。

2 試験等

(1) 定期試験

ア 定期試験は学期末に行われる。

イ 定期試験を欠席したためにやむを得ず追試験を希望する場合は、第1号様式により校長に願い出ること。

ウ 試験中、不正行為があった者の当該科目は0点として評価する。

3 特別研究発表会の聴講に対する評価について

(1) 専攻科2年生について

ア 全時間聴講すること。

イ 遅刻、又は不必要に退席した場合には、発表点（10点）を0点とする。

(2) 専攻科1年生について

ア 全員聴講すること。

イ 聴講欠席者、遅刻、又は不必要に退席した場合には、特別研究中間発表会において取得した点数（10点満点）を1/2に減ずる。

4 清 掃

(1) 学生は、校内の清掃、美化に努め、教育研究環境の保持に努めること。

(2) ゴミは所定の基準に従って分別し、決められた場所に収集すること。

5 盗難予防

(1) 学生は盗難に十分注意し、不必要な金品の所持や持ち込みをしないこと。また、所持品には名前を記入すること。

(2) 盗難にあった場合は、直ちに学生課に届け出ること。

6 掲示・放送

(1) 学生への周知・伝達は掲示によって行われるので、毎日一度は掲示板を見ること。

(2) 緊急な周知・伝達は、放送によることがあるので留意すること。

(3) 学生が掲示・放送を行うときは、学生準則第33条によること。

7 交 通

(1) 交通事故防止のため交通法規や交通マナーを厳守すること。

(2) 通学のため自転車を使用する者は第2号様式により、バイクを使用する者は第3号様式に任意保険への加入を証明するもの（証券の写し等）を添え、所定の期日までに専攻長に願い出ること。

(3) やむを得ず通学のため自動車を使用する者は、第4号様式に運転免許証・車両検査書の写、

任意保険（８，０００万円以上）への加入を証明するもの（証券の写し等）を添え、所定の期日までに専攻長に願出すること。

許可にあたっては、駐車場のスペース等により台数は制限される。このため、優先順位を決めて許可されることとなるので、これを超える場合は許可されない。

(4) 自転車、バイクの許可を受けた学生は、配付されたステッカーを所定の位置に貼付すること。自動車の許可を受けた学生は、許可証を所定の位置に提示しておくこと。また、校内では所定の位置に駐輪・駐車すること。

(5) 重大な交通違反のほか、次の事項に違反した者は処分の対象となるので注意すること。

ア バイク通学の許可を受けた学生は、二人乗りを禁止する。

イ 自動車通学の許可を受けた学生は、特別な場合を除いて他人を同乗させることを禁止する。

ウ バイク、自動車通学許可を受けた学生であっても、駐輪場及び指定駐車場以外への乗り入れをしないこと。

エ バイク、自動車通学許可を受けていない学生は、土曜・日曜・長期休暇等の休日及び平日の放課後に校内（駐輪場等を含む。）への乗り入れを禁ずる。

(6) 重大な交通事故又は交通違反のあったときは、すみやかに学生課に届け出ること。

8 学生証

(1) 学生証は、１年生の４月に交付を受けること。

(2) 有効期間は２年間とする。ただし、留年等により前述以外で交付を受けた場合の有効期間は、学生証に記載した有効期間とする。

(3) 学生証裏面の注意書きを守り、紛失・汚損しないように大切に取扱うこと。再交付を受けるときは、学生準則第８条を参照のこと。

9 旅行

(1) 海外旅行をしようとするときは、事前に第５号様式により校長に願出すること。

(2) 学生運賃割引証の交付を受けるときは、第６号様式により校長に願出すること。

10 雑則

(1) 授業開始時刻を１０分過ぎても教員が来室しないときは、科目担当教員又は学生課に連絡し指示を受けること。

(2) 火気については特に注意し防火に努め、万一火災がおこったときは、ただちに教職員に連絡し、すみやかに避難すること。

(3) 募金、販売などに類する行為は、事前に関係教員の許可を受けること。

附 則

この心得は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この心得は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この心得は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この心得は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この心得は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この心得は、平成２２年４月１日から施行する。

5. 熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う休講措置に関する申合せ

1 この申合せは、台風襲来や大雨時における熊本高等専門学校熊本キャンパスの休講措置等の取扱いを定め、よって学生の登校及び下校時の事故発生を未然に防ぐことを目的とする。

2 この申合せにおいて「本校周辺地域」とは、次の区域をいう。

一次細分区域	二次細分区域	
熊本地方	熊本市	熊本市
	鹿本菊池	合志市、山鹿市、菊池市、菊池郡
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉名郡
	上益城	上益城郡、阿蘇郡西原村

3 本キャンパス周辺地域に台風が接近又は襲来した場合は、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 午前6時に、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令されている場合、午前中の授業は休講とする。

(2) 午前11時までに本キャンパス周辺地域の暴風警報が解除されない場合、午後も休講とする。
暴風警報が解除された場合は、午後の授業を行う。

(3) 授業開始後、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令された場合、以降の授業を休講とし、学生の安全に配慮して下校あるいは校内待機を促す。

(4) 上記(1)、(2)、(3)の規定にかかわらず、授業が困難であると教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講の措置をとることができる。

4 本キャンパス周辺地域において大雨・洪水その他の自然災害や人為的な危険が生じ、平常の授業を行うことができないと教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講の措置をとることができる。

5 公共交通機関の運休・道路状況、その他登下校の困難や危険によりやむを得ず学生が授業を欠席等（遅刻・早退を含む）した場合は、その学生の願出により公欠（校長が特に承認した場合）として取り扱うことができる。その場合、平常評価等の点で学生に不利益が生じないように特に配慮するものとする。

6 本校周辺地域以外に居住する学生については、その居住する市町村において、午前6時に暴風警報が発令されていた場合、5と同様の扱いとする。

附 則

この申合せは、平成22年6月1日から施行する。

第5章 履修要覽

1. 教育課程表

別表

(1) 電子情報システム工学専攻

(平成26年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別配当			
						1年次		2年次	
						前期	後期	前期	後期
必修科目	総合基盤	起業化と社会	講義	2	2	2			
		創造性工学	講義	2	2	2			
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2	2	2			
		感性情報工学	講義	2	2		2		
		技術者倫理	講義	2	2	2			
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2		2		
		技術英語	演習	2	2			2	
		技術表現特論	演習	2	2			2	
	実験研究	創成技術デザイン実習	実習	2	2	2			
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2		2		
		システム工学特別研究Ⅱ	実験	8	8			8	
	小計			28	28	10	6	12	0
選択科目	専門基盤	ディジタル信号処理工学	講義	2	14単位以上		2		
		物理数学	講義	2		2			
		数値計算論	講義	2				2	
		離散数学	講義	2			2		
		応用物理科学	講義	2			2		
		材料工学	講義	2		2			
		計測と制御	講義	2		2			
		マルチメディア工学	講義	2		2			
		ディジタル電子回路学	講義	2			2		
		情報工学基礎論	講義	2			2		
	電子通信系	画像情報処理工学	講義	2	20単位以上	2			
		回路システム学	講義	2		2			
		応用電磁気学	講義	2					2
		ディジタル通信システム工学	講義	2				2	
		光情報処理工学	講義	2				2	
		通信符号理論	講義	2			2		
		電子物性論	講義	2					2
		電子デバイス工学	講義	2		2			
		集積回路工学	講義	2				2	
		表面電子工学	講義	2				2	
		波形伝送工学	講義	2				2	
		電磁波計測工学	講義	2			2		
	情報制御系	ネットワーク工学特論	講義	2			2		
		情報処理回路	講義	2				2	
		シミュレーション工学	講義	2				2	
		システム制御理論	講義	2		2			
		ロボット工学特論	講義	2			2		
		知的制御システム論	講義	2					2
		数理・OR工学	講義	2			2		
		ファジイ工学特論	講義	2					2
		アルゴリズム工学	講義	2				2	
		画像工学総論	講義	2			2		
		ソフトウェア設計工学	講義	2			2		
		人間生体工学	講義	2		2			
		音響システム工学	講義	2				2	
	共同教育	インターンシップ実習1	実習	1		1			
		インターンシップ実習2	実習	2		2			
		インターンシップ実習3	実習	3		3			
		インターンシップ実習4	実習	4		4			
		プロジェクト実習	実習	2		2			
		研究技術インターン	実習	1		1			
	特別セミナー	特別実習セミナー	講義・演習	1～2		1～2			
	小計			84～85		84～85			
	開設単位数合計			107		103～107			
	修得単位数合計				62単位以上				

備考1. インターンシップ実習1、2、3、4及びプロジェクト実習は、1年前期又は後期で履修できる。開設単位数の欄では、1年前期に集計してある。

(2) 履修科目の決定

専攻科の修了及び学士の取得のために、以下のように履修科目を決定してください。

1. 教育課程表の学年別配当について

教育課程表の学年別配当にそった履修を原則とします。ただし選択科目については、1年生で2年次開設科目を履修することも可能です。また、再履修等で2年生が1年次開設科目を履修することもできます。

2. 大学等の授業科目履修について

大学等の単位を16単位まで専攻科修得単位として認めることがあります。

放送大学の履修推奨科目の単位は、専攻科の専門基盤科目又は専門科目の単位と見なされますので、学生課教務係に届け出てください。それ以外の科目の単位が専攻科の修得単位に見なされるかどうかは別途審議が必要ですので、必要書類を添えて、学生課教務係まで願い出てください。

3. 専攻科修了及び学位申請の条件

学位を申請するには、専攻科を修了すると同時に、修得した単位数について、大学改革支援・学位授与機構の定める条件を満たしている必要があります。次ページに履修科目チェックシートを用意しましたので、各要件を満たしていることを確認してください。

4. その他

成績不良により単位が取得できず、専攻科修了や学位取得ができなくなることも考えられますので、多めに科目履修しておくことが望ましいでしょう。

本科は電子情報通信系の学科により構成されているので、本校本科卒業生の学位（学士（工学）電気電子工学専攻または情報工学専攻）取得は問題ないようカリキュラム構成がされています。しかし、他高専卒業生の場合、学位申請に必要な専門科目の単位数の確認が必要です。（例えば、高専で修得した専門分野が本専攻科の専門と異なる場合、学位申請に必要な専門科目の単位数が不足する恐れがあります。）不明な点があれば、専攻主任に相談してください。本専攻科の修了要件は、本便覧記載事項のほかに、「電子・情報技術応用工学コース」と「電子情報技術専修コース」の各コースに特化した要件がありますので、別の履修手引きを参照してください。

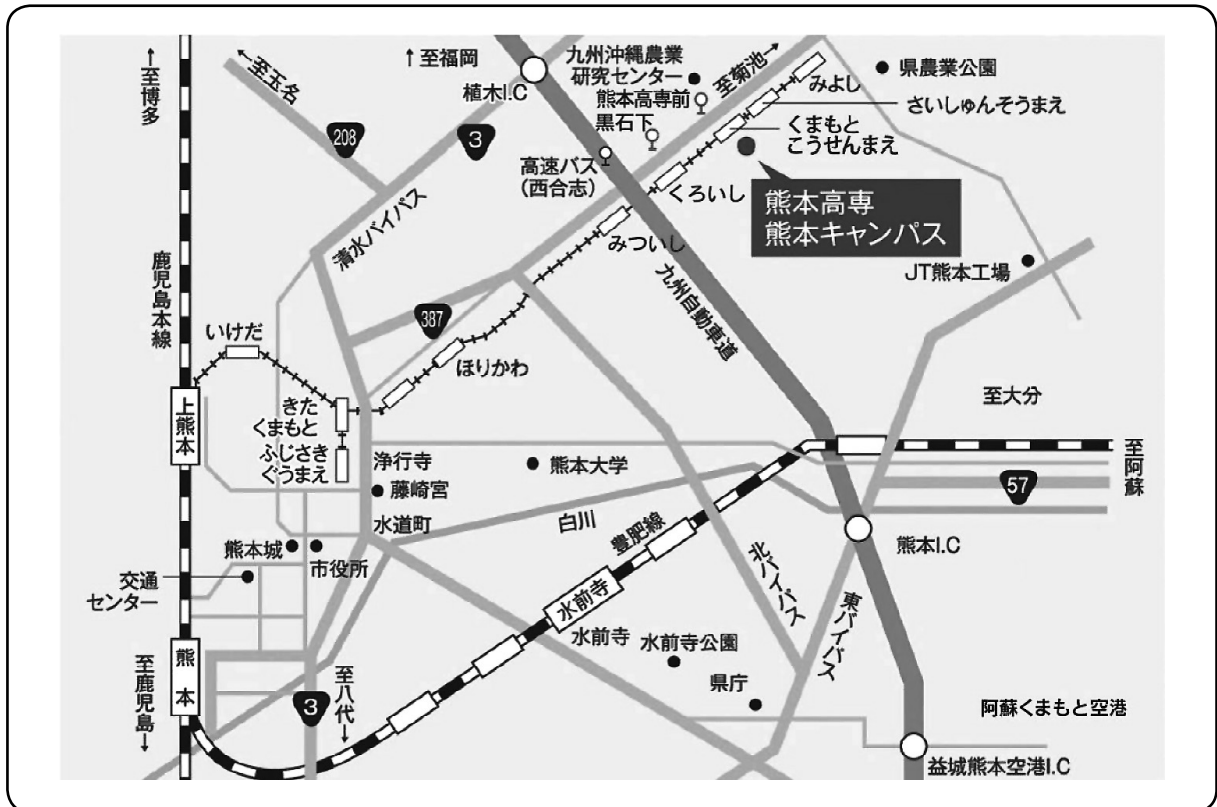
履修科目チェックシート

【学位授与申請のための単位修得の要件】

①	A	専攻科で修得した単位 62単位以上	単位
	B	「学修総まとめ科目」を含めた専門科目 31単位以上	単位
	C	「学修総まとめ科目」を含めない専門科目と関連科目 40単位以上	単位
②	本科で修得した単位と合わせ「専攻に係る単位」 62単位以上		単位
③	本科で修得した単位と合わせ「専門科目の単位以外の単位」 24単位以上		単位
④	本科で修得した単位と合わせ外国語の単位を含むこと		単位

※ 詳しくは、大学改革支援・学位授与機構が発行する「学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内」により、確認してください。

熊本高専 熊本キャンパス案内図



■ 交通案内

① 熊本電鉄（バス）

ア. 「熊本駅前」から北1・北3系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行（田島経由を除く。）に乗車（約50分）。「熊本高専前」下車，徒歩2分

イ. 熊本市内の交通センターから北1・北3系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行（田島経由を除く。）に乗車（約40分）。「熊本高専前」下車，徒歩2分

② 熊本電鉄（電車）

ア. 「藤崎宮前」から御代志行に乗車（約25分）。「熊本高専前」下車，徒歩2分

イ. 「上熊本」から北熊本行に乗車（約10分）。「北熊本」で御代志行に乗り換え（約20分）、「熊本高専前」下車，徒歩2分

③ 九州自動車道（高速バス）

ア. 「西合志」下車，徒歩約25分

イ. 「西合志」下車，菊池温泉行又は菊池プラザ行の熊本電鉄（バス）「黒石下」で乗車（約3分）。「熊本高専前」下車，徒歩2分

ウ. 「西合志」下車，御代志行の熊本電鉄（電車）「三ツ石」で乗車（約3分）。「熊本高専前」下車，徒歩2分

④ 航空機

阿蘇くまもと空港から車で約40分（約18km）

